

計画課／認知症・虐待
防止対策推進室資料

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

① 面的整備計画の内容

平成21年度予算(案) [] (平成20年度予算 412億円)

[] (平成20年度予算 33億円)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、② 様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、③ 今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 介護予防拠点
- ・ 小規模の老人保健施設
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 地域包括支援センター

○ 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業

② 面的整備計画に基づく交付金の交付の流れ

市町村



国



市町村

① 日常生活圏域を単位として、次の事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定（単年度の整備計画の場合には、翌年度も同一圏域で計画策定が可能）

面的整備計画の策定

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点
- ・ 小規模の老人保健施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 介護予防拠点
- ・ 生活支援ハウス

交付金の交付を受ける事業

- ・ 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

② 計画を国に提出(都道府県を経由)

③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

各域的指標

……高齢者の将来上昇率、圏域における施設整備の状況 等

政策的指標

……地域密着型サービス拠点の整備を中心としているか、既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

④ 下記の算定方法により、交付金を交付。

(注)交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

面的整備計画の策定

・ 面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。
ただし、実際の総事業費の範囲内とし、1億円を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービスの拠点	—
小規模多機能型居宅介護	15,000千円
小規模の特別養護老人ホーム	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模のケアハウス(特定施設)	—
1ユニット	20,000千円
2ユニット以上	40,000千円
小規模の老人保健施設	25,000千円
認知症高齢者グループホーム	15,000千円
認知症対応型デイサービス	10,000千円
夜間対応型訪問介護	5,000千円
● 介護予防拠点	7,500千円
● 地域包括支援センター	1,000千円
● 生活支援ハウス	30,000千円

交付金の交付を受ける事業

・ 面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	3,000千円

介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、

①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設等転換整備計画」を策定することができる。

※23年度までの支援

のうち

の1メニュー

○ 介護療養型医療施設等転換整備事業

既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

介護療養型医療施設等

- ・療養病床を有する病院
- ・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- ・療養病床を有する診療所

転換

- ①老人保健施設
- ②ケアハウス
- ③有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤認知症高齢者グループホーム
- ⑥小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦生活支援ハウス
- ⑧適合高齢者専用賃貸住宅及び厚生労働大臣が定める基準(各戸が床面積25㎡以上/各戸に台所や浴室等必要な設備を備えていること/前払家賃保全措置)を満たすもの

※ 上記交付対象施設については、定員規模を問わない。②、③及び⑧については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③及び⑧については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件

介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の流れ

市町村

① 市区町村全域を単位として、既存の介護療養病床の転換のための介護療養型医療施設等転換整備計画を策定。



国

② 計画を国に提出(都道府県を経由)。



市町村

③ 交付金全体(地域密着型サービスの整備に係る交付金)に係る市町村のニーズを踏まえながら、予算の範囲内で採択。

④ 交付額を算定し、交付金を交付。

算定方法

介護療養型医療施設等転換整備計画記載の事業により減少する病床数に、右の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する病床数を上限とする。

事業区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さず、新たに施設を整備	転換床数	1,000千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備	転換床数	1,200千円
●改修 躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)	転換床数	500千円

先進的事業支援特例交付金におけるその他メニューの概要

先進的事業整備計画

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 市区町村全域を単位として、② 毎年度、③ 市町村が関与して実施する既存の広域利用型特別養護老人ホームの改修等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事業等整備計画」を策定することができる。

のうち 「特別養護老人ホームのユニット化改修事業等」 の1メニュー

【交付対象事業】

○ 既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業

消防法改正に伴い、既存の小規模福祉施設(275㎡～1,000㎡)のスプリンクラー整備を支援するために交付金を交付(23年度まで)。【対象施設】これまでに整備された小規模の特別養護老人ホーム、小規模の老人保健施設、認知症高齢者グループホーム

○ 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業等

既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により老人保健施設、特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)及び認知症高齢者グループホームへ転換する際に、ユニット化することを支援するために交付金を交付。

※ただし、他の整備計画により交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

○ 緊急ショートステイ整備事業

虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。

○ 市町村提案型事業

市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付する。

事業区分	単位	配分基礎単価	
既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業	1㎡	9千円	
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業	「個室→ユニット化」改修	整備床数	500千円
	「多居室→ユニット化」改修	整備床数	1,000千円
	緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	

既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業について

経 緯

平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成19年に消防法施行令が改正された。（施行日：21年4月1日）

具体的な改正内容

施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積 (延べ床面積)	改正前	改正後
	1,000㎡以上	275㎡以上

(参考) 自力避難困難者
 火災発生時にその危険性を認識できず、または危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。
 → 要介護度3以上の者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者

対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設（高齢者関連）	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム
	養護老人ホーム
	有料老人ホーム
老人短期入所施設	

交付金で対応

交付金概要

交付金名	地域介護・福祉空間整備等交付金
平成21年度予算（案）	387億円 (当該事業については内数で対応)
交付金単価	9,000円／㎡
対象施設	小規模の特別養護老人ホーム (定員29人以下) 小規模の介護老人保健施設 (定員29人以下) 認知症高齢者グループホーム

その他留意点

- ・ 既存施設であって、スプリンクラー未設置の施設が対象
 - ・ 左記3施設以外については、補助金が既に一般財源化されている等の理由により除外
 - ・ 平成23年度までの時限措置
- 〔消防法施行令において、既存の施設については平成23年度末まで経過措置が認められているため〕

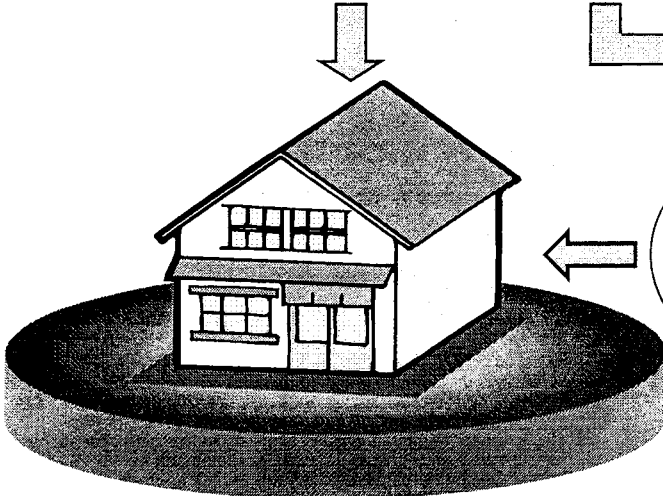
地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村交付金)の活用について

**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(ハード交付金)**
【平成21年度予算(案) 387億円】

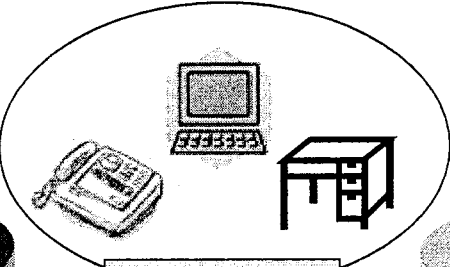
- 地域に密着した介護サービス拠点の整備
→ ・認知症高齢者グループホーム
・小規模多機能型居宅介護拠点 等
- 市町村提案事業(先進的事業支援特例交付金)
→ 地域交流スペース 等

**地域介護・福祉空間整備推進交付金
(ソフト交付金)**
【平成21年度予算(案) 20億円】

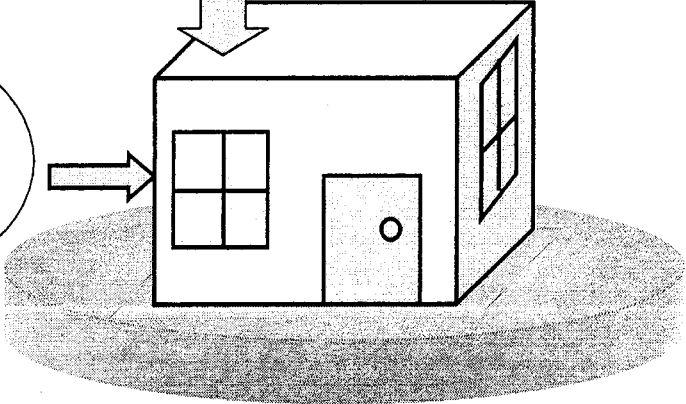
- 地域密着型サービス拠点や地域交流スペース等に
必要な設備・システム経費、事業立ち上げ時の会議
(検討委員会等)・イベント経費等
〔初年度のみ交付〕



【認知症高齢者グループホーム】等



ソフト交付金



【地域交流スペース】等

地域介護・福祉空間整備等交付金の活用イメージ

交付金活用の効果

商店街の空き店舗等を活用し、地域密着型の介護サービス拠点や地域交流スペースなどの高齢者福祉拠点、さらには他施策（医療・保健・福祉（児童、障害））とのコンパクトな複合拠点を整備することにより、高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した生活を営むことができる生活環境づくりと商店街の活性化につながる。

地域介護・福祉空間整備等施設整備
交付金（ハード交付金）

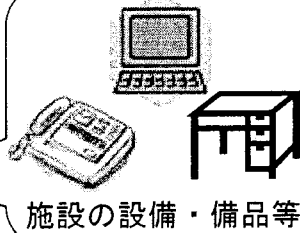
地域介護・福祉空間整備推進交付金
（ソフト交付金）

先進的事業支援特例交付金
（市町村提案事業；ハード交付金）

【認知症高齢者グループホーム】

【地域交流スペース】

商店街



施設の設備・備品等

- ・ハード交付金 @1,500万円 等
（認知症高齢者グループホーム
1か所あたり） 等
- ・ソフト交付金 @300万円

- ・空き店舗改修
- ・店舗跡地（空き地）等での
新築が可能

- ・ハード交付金 @3,000万円
（地域交流スペース）
- ・ソフト交付金 @300万円

※ 一市町村内において、複数箇所での拠点整備が可能

地域介護・福祉空間整備等交付金の活用事例(鳥取県南部町)

概要

平成18年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(市町村提案事業)

【交付額】 2,000万円

【整備拠点】 地域交流スペース

(拠点名称「在宅生活支援ハウス つどい」)

【活用施設】 団地敷地内の空き店舗を改修

施設外観



活動風景(運動教室)



活動状況(連絡版で利用者へ周知)



【厚生労働省】

「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」

- 太陽光発電に関する累次の政府決定等を踏まえ、広く関係者の取組みを促すべく、当面の具体的な措置を明確化するもの。
 - ・ 太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍（「低炭素社会づくり行動計画」）
 - ・ 家庭・企業・公共施設等への導入拡大（「安心実現のための緊急総合対策」）
- 道路、鉄道、港湾、空港などの公的施設の分野については国土交通省と、小・中学校、高校、大学等の教育施設の分野については文部科学省と、それぞれ連携して取り組むことを打ち出している。

【具体的内容】

(1) 供給サイド及び需要サイドの取組み

① 供給サイドの取組み

- － 技術開発
- － 太陽電池メーカーと住宅メーカーの連携（標準的施工ガイドライン）など

② 需要サイドの取組み

- － 「次世代エネルギー・パーク」の整備・充実

< 家庭分野 >

- － 住宅用太陽光補助金等を通じた飛躍的拡大 など

< 企業分野 >

- － 中小企業による導入拡大
- － 「メガソーラー」（大規模太陽光発電所）の建設促進 など

< 公的施設分野 >

- － 道路、鉄道、港湾、空港などでの導入事例を基に具体的な情報提供を実施
- － 施設所有者等と太陽光発電事業者の連携 など
- － 公的支援の拡充

< 教育機関 >

- － 小中学校、高校、大学等における太陽光発電の導入拡大
- － 環境教育等での活用の促進（「モデル校」の認定） など

(2) 制度環境等の整備

- － 規制的手法（「電気事業者による新エネルギー等利用促進法」（RPS法）の運用）などの制度環境

(3) 太陽光発電産業の基盤強化、国際競争力強化、国際展開の支援

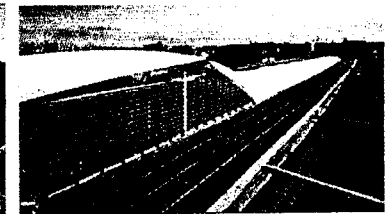
【参考：既に導入・計画されている例】

道路：高速道路の法面



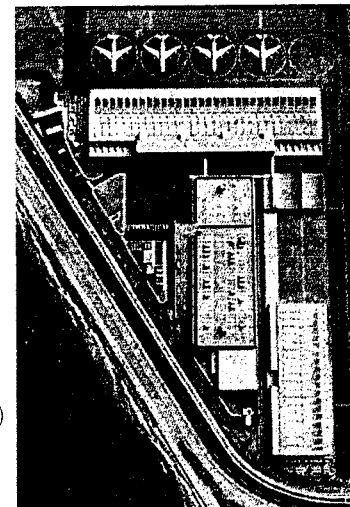
(大阪府・吹田市の千里万博公園)
200KW

鉄道：駅舎



(神奈川県・川崎市の元住吉駅)
140KW

空港：貨物ターミナル(計画)



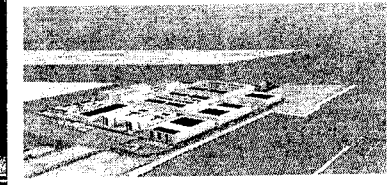
(羽田空港・国際貨物ターミナル)
2000KW ※完成イメージ

教育施設：校舎のひさし



(東京都・武蔵野市 大野田小学校)
21KW

臨海部：コンビナート地(計画)



(大阪府・シャープ堺工場)
18000KW ※完成イメージ

新エネルギー等事業者支援対策費補助金の概要

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

1. 制度の概要

先進的な新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対し、導入事業費の一部を補助する。なお、中小企業による新エネルギーの導入を促進するため、中小企業者が太陽光発電又は太陽熱利用を導入する場合、引き続き規模要件の緩和を行う。

(注1)中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定に定める中小企業者をいう。

2. 補助対象事業者

民間事業者

ただし、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」の補助対象となる法人、団体を除く。

3. 補助率 1/3以内

4. 予算額 平成21年度予定額:300.7億円

5. 実施スキーム[民間団体等(交付機関)は未定。]

国 →(補助)→ 民間団体等 →(補助)民間事業者

6. 補助対象設備([]内は、基本規模等要件)

太陽光発電[太陽電池出力50kW以上(中小企業者:10kW以上)]、風力発電[発電出力1,500kW以上]、太陽熱利用[集熱面積100㎡以上(中小企業者:20㎡以上)]、バイオマス発電[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス熱利用[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、温度差エネルギー[熱供給能力6.28GJ/h]、水力発電[1千kW以下]、地熱発電[バイナリーサイクル発電方式に限る]、天然ガスコージェネレーション[発電出力10kW以上]、燃料電池[発電出力50kW以上]

7. 公募期間 平成21年4月頃(一ヶ月間程度)

8. 本制度へのお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

新エネルギー等事業者支援担当 : 岩崎、椎橋、滝沢

TEL : 03-3501-4031

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の概要

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

1. 制度の概要

新エネルギー等の導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取組みに対し、導入事業費の一部を補助する。また、地方公共団体と民間事業者が連携して行う新エネルギー等導入事業(太陽光発電に限る。)に対して、社会システム枠として当該導入事業費の一部を補助する。

(注1)導入事業の実施に先立ち新エネルギー等設備の設置による環境負荷削減効果(CO₂排出削減量等)についての定量的目標を設定するとともに、新エネルギー等の普及啓発事業等を行うことが必要。

2. 補助対象事業者

(1)一般枠

地方公共団体、地方公共団体の出資に係る法人(地方公共団体の出資比率が50%以上の場合に限る。)及び非営利民間団体(法人格を有するものに限る。)

(2)社会システム枠

地方公共団体及び民間事業者

(注2)社会システム枠は、民間事業者が行う地方公共団体の政策に位置づけられた取組みであって、当該事業への地方公共団体による財政的関与(補助金の交付、地方税の減免等)等があることが必要。

3. 補助率 1/2以内

4. 予算額 平成21年度予定額:62.6億円

5. 実施スキーム[民間団体等(交付機関)は未定。]

国 →(補助)→ 民間団体等 →(補助)地方公共団体、非営利民間団体

6. 補助対象設備(〔〕内は、基本規模等要件)

太陽光発電[太陽電池出力10kW以上]、風力発電[発電出力500kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、太陽熱利用[集熱面積100㎡以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、バイオマス発電[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス熱利用[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、温度差エネルギー[熱供給能力6.28GJ/h(非営利民間団体:規模要件なし)]、水力発電[1千kW以下]、地熱発電[バイナリーサイクル発電方式に限る]、天然ガスコージェネレーション[発電出力10kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、燃料電池[発電出力50kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]

7. 公募期間 平成21年4月頃(一ヶ月間程度)

8. 本制度へのお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

地域新エネルギー等導入促進事業担当 : 滝沢、漆畑

TEL : 03-3501-4031